

関原発 第545号
2020年 2月27日

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
取締役社長 岩根茂樹

高浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2019年8月13日付け関原発第193号で申請しました高浜発電所第3号機原子力発電
工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電
工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

高浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第193号(2019年 8月13日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2019年8月13日付け関原発第193号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2019年12月 至 2020年 3月
	(五号) 自 2020年 2月 至 2020年 4月
使用開始予定年月日	2020年 5月
原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査のための 申請をした場合は、 その年月日	2019年 8月13日

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 2020年 3月
	(五号) 自 2020年 3月 至 未定
使用開始予定年月日	未定
原子炉等規制法第43条の3 の11第1項の検査のための 申請をした場合は、 その年月日	2019年 8月13日 2019年 8月30日 2020年 2月 3日

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

2020年2月18日に発生した高浜発電所第3号機の蒸気発生器伝熱管の損傷に伴い、今後の工程が見通せなくなったため、使用前検査の検査希望年月日及び使用開始予定年月日を未定に変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

<添付資料>

「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2019年8月13日付け関原発第193号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2019年		2020年		
		12月	1月	2月	3月	4月
特定重大事故等対処施設 設置工事 ・原子炉冷却系統設備 ・計測制御系統設備 ・原子炉格納施設						
			△ 使用前検査 (一号)		▲ 使用前検査 (五号)	



△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

項目	年月	2020年	未定
		3月	
特定重大事故等対処施設 設置工事		 △ 使用前検査 (一号)	
・原子炉冷却系統設備 ・計測制御系統設備 ・原子炉格納施設		 ▲ 使用前検査 (五号)	

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査